

教育の充実について

令和8年8月21日
中四国サミット

教育の充実について

将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。

現在の教育現場においては、いじめや不登校、外国人児童生徒等の増加への対応など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っているが、実社会の日常生活で必要となる基礎的な学力が子どもたちに十分身に付いていない可能性がある。

さらに、家庭の環境や経済状況に関わらず、すべての子どもが希望する教育を受けられるよう、機会を保障していくことが重要である。

このような中、一人一人の子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育の充実を図っていくため、次の事項について強く要請する。

- 1 学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われており、学校現場では学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っている。しかしながら、学習内容が多いために、児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することが困難であり、結果として、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていないおそれがある。

義務教育においては、基礎学力の育成を最優先とするため、児童生徒の確かな学力の育成や児童生徒のつまずきに対応する時間の確保等が必要である。

文部科学大臣は、令和6年11月の全国知事会議で「基礎学力に課題を抱える児童生徒が相当数存在する」と表明され、また、令和7年8月の大臣記者会見では「全国学力・学習状況調査に関する令和6年度経年変化分析調査結果でのスコア低下、令和7年度悉皆調査結果で基本的な概念の理解・定着が十分でない児童生徒がいることが明らかになったことは大変重く受け止めている」と発言されている。

これらの課題に対応するため、学習内容の削減が実施されるよう、実質的な学習指導要領の内容の厳選を行うこと。

- 2 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善された。また、中学校についても令和8年度から3年をかけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されるが、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。
- 3 帰国・外国人児童生徒等、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の推進にあたっては、教員・支援員等の人材確保や日本語指導体制の整備、保護者への支援など、多岐にわたる取組が必要である一方、財政的負担が大きく、各自治体においては十分な対応が困難な状況にある。こうした実情を踏まえ、自治体の要望額に見合った十分な財政支援を行うこと。
- 4 小学校・中学校における不登校児童生徒が増加する中、不登校支援の充実が図れるよう、校内教育支援センター支援員について、補助年限に上限を設けず、また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう十分な財政措置を講ずること。
- 5 次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようになるため、生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。
また、高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。
- 6 子どもたちへのより良い教育の実現に向けて、教員の働き方改革を進めていく中で、部活動指導による教員の負担軽減には、学校部活動の地域展開を着実に進める必要がある。教員による部活動指導に代わる地域クラブ活動等の浸透に向けては、実際に指導に当たる指導者を質と量の両面で充実させる必要があることから、人材確保に向けた十分な財政措置を行うこと。

7 子どもの健やかな成長のため、豊かな体験の機会を確保できるよう、青少年の交流や自然体験活動の広域的な拠点施設である国立青少年教育施設は、国の責務として経営基盤の強化を図り国営で存続すること。

また、次期中期目標の検討にあたっては、施設所在地の地理的条件や地元の取組状況等を十分に考慮し、体験活動推進の拠点施設として適切な位置づけを行うこと。

8 いわゆる高校無償化では、私立高校には無条件で国費が授業料に充当されている一方、公立高校への支援として創設された高等学校等教育改革促進事業（以下、基金事業という。）では、教育改革を必須の条件とするなど、一定の交付要件が課されている。こうした要件が教員の働き方改革を阻害することも懸念されるため、都道府県からの申請内容を踏まえ、地方の実情に応じた活用しやすい制度への改善を検討すること。

加えて、基金事業に続く支援制度として令和9年度に創設予定の高等学校教育改革交付金（仮称）については、地方の裁量で地方の実情にあった高校教育の全般的な底上げができる柔軟な制度となるよう、以下の事項を実施すること。

- ① すべての公立高校（特別支援学校の高等部を含む）を対象とした上で、教育改革などの義務付けや交付対象校の限定等の要件を設定しないこと。
- ② 公立高校で、地域の産業などで活躍する人材を育成していけるよう、教育を行う上での根幹となる「ヒト」の充実を図るための経費（標準定数を上回る教員の加配、外部人材の配置等）を対象とすること。
- ③ 基金事業で実施した改革先導拠点の取組の充実や、成果の普及を図るため、継続的な経費や協力校側の整備等を対象とすること。
- ④ すべての公立高校が確実に支援を受けられるよう、必要な予算総額を確保した上で、自治体に財政負担が生じない制度とすること。

9 国においては、地域の高度専門人材の育成を推進するため、工学系以外の学科も含めた高等専門学校の設置を促進する方向で検討が進められているところであるが、公立の高等専門学校の設置について、成長分野転換基金などにより十分な財政支援を行うこと。また、農業分野など工学系以外の領域における学科の設置基準の検討においては、自治体の意見を十分に聴取し、自治体の実情を踏まえたものとする。

10 子育て世帯の経済的な負担軽減のため、児童手当などの金銭給付の拡充はもとより、多額の費用を要する私立学校や塾通いが前提となっているよ

うな大学入試制度の見直し、金銭的負担が少ない公教育を充実させる取組を進めること。また、地方における高等教育の機会確保のため、国立大学の授業料標準額について、進学希望者が進学を諦めなければならないような拙速な引上げは行わないこと。

さらに、地方の国立大学が地域で活躍する人材を供給し続ける拠点として、地域の存続と発展を支える中核的な役割を果たしていくために、国立大学法人運営費交付金について、今後も見込まれるエネルギー価格や物価高騰、人件費水準の上昇に適切に対応できるよう、令和８年度においては、令和７年度の補正後の予算額を上回る規模での確実な補正予算措置を図ること。

また、令和９年度以降においては、社会情勢の変化に伴うエネルギー価格等のコスト増を織り込んだ必要な予算を可能な限り当初予算で措置するなど、補正予算を前提としない安定的な予算編成へと転換すること。

- 11 子どもたちが、SNSによる犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」の募集広告）を通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また、生成AI等を利用した実在する児童の性的画像の作成・流布などの事案に巻き込まれることを未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。

令和８年８月２１日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	横田美香
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	後藤田正純
香川県知事	池田豊人
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	芦谷茂
四国経済連合会会長	長井啓介